

議会傍聴される場合の注意事項

中川村の議会を傍聴される場合、次の点に注意され、傍聴されますようお願いいたします。

- 1 傍聴人の定数（中川村議会傍聴規則「以下〔規則〕という。」第3条）
一般席の定員は、50人です。
- 2 傍聴の手続き（規則第4条）
会議を傍聴される方は、所定の場所で自分の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入してください。
- 3 傍聴人の守るべき事項（規則第8条）
 - ア 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット、の類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - エ 写真機、映写機の類を携帯しないこと。ただし、議長の許可を得た者を除く。
 - オ 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - カ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - キ みだりに席を離れないこと。
 - ク 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - ケ 携帯電話は持ち込まない。やむ得ない場合は、電源を切るか、マナーモードとすること。